

令和元年度 第10回板倉区地域協議会 次第

日 時:令和元年10月17日(木)

午後6時00分から

場 所:板倉コミュニティプラザ

201・202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 諮問

- ・諮問第121号 上越市板倉運動広場照明設備の廃止について

5 その他

6 閉 会

- ・次回 11月 日() 時～ 第11回板倉区地域協議会
板倉コミュニティプラザ 201・202会議室

上教ス第 5873 号
令和元年 10 月 11 日

板倉区地域協議会
会長 平井達夫 様

上越市長 村山 秀 幸
(教育委員会スポーツ推進課)



上越市板倉運動広場照明設備の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 121 号 上越市板倉運動広場照明設備の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

老朽化に伴う設備の更新が必要な状況を踏まえたうえで、利用者数や利用状況に基づき上越市板倉運動広場照明設備を廃止することに関し、板倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの。



板倉区総合事務所
総務・地域振興グループ

諮 問 内 容

現況	諮問内容								
<p>1 目的 広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的として、施設を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 上越市板倉運動広場照明設備 (板倉区針974番地1)</p> <p>3 施設 照明設備</p> <p>4 利用時間 日没から午後10時まで</p> <p>5 休館日 11月1日から3月31日まで</p> <p>6 使用料</p> <table border="1" data-bbox="235 917 1099 1110"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越市板倉運動広場</td> <td>照明設備</td> <td>1時間につき</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名		単位	使用料	上越市板倉運動広場	照明設備	1時間につき	2,400円	<p>1 廃止予定日 令和2年3月31日</p>
施設名		単位	使用料						
上越市板倉運動広場	照明設備	1時間につき	2,400円						

※ 施設の利用状況、位置図及び平面図については参考資料のとおり

1 施設概要

- (1) 施設名称：上越市板倉運動広場照明設備
- (2) 所在置：板倉区針 974 番地 1
- (3) 設置年月日：昭和 55 年 10 月
- (4) 施設状況：照明塔 鉄筋コンクリート柱 6 基
光源 メタルハライドランプ 1KW・64 灯
高圧ナトリウムランプ 940W・32 灯
- (5) 管理形態：直営
- (6) 使用時間：日没から午後 10 時まで
- (7) 使用料：1 時間につき 2,400 円（照明設備）
- (8) その他：キュービクル 1 基

2 施設利用状況（平成 26 年度～平成 30 年度）

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	平均
件数 (件)	8	3	7	15	0	7
人数 (人)	1,077	150	153	236	0	323

3 廃止後の取扱いについて

設置から 39 年が経過し老朽化が進んでいる状況であり、近年の利用者は企業の野球団体のほか、PTA 野球部の利用が主であるが、利用者数と回数ともに少ない状況にある。照明施設の廃止では、対象も少なく、会場の変更により対応が可能なことから影響は少ない。

当該施設は、昭和 55 年 10 月に体育施設整備費補助事業を活用し整備したものであるが、処分年限期限（10 年）を経過していることから、財産処分に支障はなく（県スポーツ課に確認済）、廃止後は危険性も踏まえ早期の除却を検討する。

位置図



平面図



○ 照明照明 6 基

○ キュービクル 1 基

1

写真①



板倉小学校設置推進協議会の設立について（案）

1 目的

小学校の運営を支える各組織が参画し、相互に協力しながら新しい学校づくりに必要な事項の協議及び調整を行い、円滑な移行及び区内の教育環境の改善を目指します。

2 設立時期

令和元年10月（予定）

3 構成組織・委員（24人）

- (1) 学校園の保護者の代表者（9人：各校2人、保育園1人）
- (2) 学校後援会の代表者（4人：各校1人）
- (3) 町内会の代表者（6人：6地区各1人）
- (4) 学校長、保育園長（5人）

4 協議事項

- (1) 板倉小学校の校歌・校章の検討について
- (2) スクールバスの運行の検討について（ルート、見守り体制、路線バスとの整合）
- (3) 統合前及び統合後の各学校間の各種交流について（交流行事、PTA活動等）
- (4) 各組織の体制等について
 - ・PTA：体制、役員、行事・活動計画、規約、体操着等
 - ・後援会：体制、役員、活動計画等
- (5) その他必要な事項

【会議運営】

- 会議は、協議事項に応じ、全委員が参加する「全体会議」又は関係する委員のみが参加する「関係者会議」により開催します。
（部会は設置せず、「関係者会議」の協議事項は、その決定をもって協議会全体の意思決定とします。）
- 委員が欠席する場合は代理出席（保護者委員は2人とも欠席の場合）により会議を開催します。また、協議事項に応じ、各組織の担当者も出席いただけます。
- オブザーバーとして、板倉中学校長、地域協議会委員（代表）その他当推進協議会が意見等を求める方が参加します。
- 市が事務局となります。

協議事項	会議区分	構成員	事務局担当課
○校歌・校章 ○学校間の各種交流	全体会議	委員全員	教育総務課 学校教育課
○スクールバスの運行	関係者 会議	保護者、町内会、学校の各委員	学校教育課 交通政策課
○各組織の体制		・PTA組織（保護者、学校の各委員） ・後援会組織（後援会、保護者、学校の各委員）	教育総務課

※ 統合校の教育課程（グランドデザイン、特別活動等を含む。）の検討は、本組織とは別に、各校の職員が主体となって案を作成し、各校のCS又はCSの合同会議に意見を求めて行います。